

2023年10月号

依田税理士事務所だより

— 目次 —

- 2023年10月の税務
- 人手不足にならない企業のしていること

いつもお世話になっております。

いまだ暑さが残ります今日この頃、
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

2023年10月の税務

10月10日

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月16日

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）（10月中において市町村の条例で定める日）

依田税理士事務所

〒173-0004
東京都板橋区板橋 1-12-6
シラトリビル 201号
TEL：03-5948-8547
FAX：03-5948-8548

E-MAIL：
Masaaki.yoda@dream.jp

＜税務/会計ピックアップ＞

人手不足にならない企業のしていること

◆人口減少が止まらない

総務省の統計では2022年12月時点で日本の15歳から64歳人口は前年同月比0.28%、20万8千人も減っています。これから働く年齢となる15歳未満人口は同9万3千人も減少しています。総人口の推移をみると2019年以降加速して減少しており2023年5月時点の概算では総人口は前年同月比57万人減となっています。

◆人手不足にならない企業の方法とは

そのような中で新型コロナの5類移行を受け採用活動が活発化して人手不足感が高くなっています。このような背景でも人手が不足していない企業もあり、帝国データバンクの調査で「人手が不足していない要因」を調査すると、主に次のような施策を施している企業の姿が見えてきました。

- ①賃金、賞与の引き上げ（51.7%）
- ②働きやすい職場環境作り（35.0%）
- ③定年延長やシニアの再雇用（31.2%）
- ④福利厚生の実施（26.6%）
- ⑤公平で公正な人事制度（22.0%）

上記②の「働きやすい職場環境」とは清潔保持、休憩スペース、社内相談窓口の設置などです。④⑤は労働者自身が成長を感じられたり、安心できる職場にあるという施策です。他には個人の事情で長時間働けない人材にはそれに応じた働き方を提供する弾力性も求められるでしょう。

◆人材に心配りが求められる時代

世界的な物価高騰を受け実質賃金が低下する中、賃金や賞与の引き上げに取り組めない企業（取り組む姿勢のない企業）は従業員満足度や安心感が下がり優秀な人材は流出します。運よく採用できても人を育てることをしないと早期離職につながります。ただ賃金がすべてではありません。

「人は石垣、人は城」という昔の言葉がありますが、会社を支える一番の力は信頼できる人の力です。会社を信頼してくれる従業員が一人でも多く育つよう企業は自らの進む先を示しつつ率先して変革し、働く環境整備にも配慮が必要でしょう。

※自由入力欄(この文字を消し、顧問先へのひとことなどを記入ください)